

事務連絡
令和2年12月28日

一般社団法人
全日本駐車協会 殿

国土交通省都市局街路交通施設課

貴法人におかれましては、昨今の新型コロナウイルス感染症に係る状況を踏まえ、テレワークや時差通勤等に多々ご協力頂き感謝申し上げます。

このたび、感染拡大の防止を図るための対応について、下記のとおり依頼させていただきます。

貴法人におかれては、下記についての周知等にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

記

分科会提言を踏まえた催物の開催制限等の取扱いについて

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から、令和2年12月23開催の新型コロナウイルス感染症対策分科会（以下「分科会」という。）の提言を踏まえた催物の開催制限等の取扱いについて、別添のとおり事務連絡がまいりました。

つきましては、貴法人におかれては、分科会提言を踏まえた催物の開催制限等について、別添1の2. に示された業種別に策定される感染拡大予防ガイドラインの徹底、催物開催時における感染防止策及び催物前後における感染防止の徹底について注意喚起を促すよう、関係団体等に対し広く周知していただきますようお願いいたします。

(別添1) 令和2年12月23日付

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡
「分科会提言を踏まえた催物の開催制限等の取扱いについて」

(別添2：参考) 令和2年9月11日付

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡
「11月末までの催物の開催制限等について」